

食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件

○厚生労働省告示第百二十号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十三条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正し、令和二年六月一日から適用する。

令和二年三月二十七日

厚生労働大臣 加藤 勝信

第1食品の部B食品一般の製造、加工及び調理基準の項に次の一款を加える。

10 指定成分等含有食品（食品衛生法第八条第一項に規定する指定成分等含有食品をいう。）を製造し、又は加工する場合は、厚生労働大臣が定める基準に適合する方法で行わなければならない。